

第 54 回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】令和 4 年 1 月 18 日（火）14 時～16 時

【場所】ウィリング横浜 5 階 研修室 501

1 開会

(1) 事務局あいさつ

2 議題

(1) 令和 3 年度 横浜市発達障害検討委員会の進め方について【資料 1】

(2) 発達障害児・者に係る施策の取組について

ア 地域療育センターの抜本的な見直しについて【資料 2】

【答申】 関連項目	I 本人への 支援	II 保護者及び 家族への支援	III 支援機関の連携 と役割分担	IV 支援体制の 強化・充実
--------------	--------------	--------------------	----------------------	-------------------

イ 学齢後期障害児支援事業について【資料 3】

【答申】 関連項目	I 本人への 支援	II 保護者及び 家族への支援	III 支援機関の連携 と役割分担	IV 支援体制の 強化・充実
--------------	--------------	--------------------	----------------------	-------------------

ウ 「発達障害地域連携プログラム」の実施状況について【資料 4】

【答申】 関連項目	I 本人への 支援	III 支援機関の連携 と役割分担	V 人材育成
--------------	--------------	----------------------	--------

エ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく本市取組の検討状況について【資料 5】

【答申】 関連項目	I 本人への 支援
--------------	--------------

3 その他

答申（令和 2 年 6 月）における
6 つの大項目

I 本人への 支援	IV 支援体制の 強化・充実
II 保護者及び 家族への支援	V 人材育成
III 支援機関の連携 と役割分担	VI 障害理解の 促進・普及啓発



各取組について、関連する
主な項目をマークで示して
います。

第54回 横浜市発達障害検討委員会 座席表

小川 淳 委員 <small>(横浜市総合リハビリテーションセンター)</small>	高木 一江 委員 <small>(横浜市中部地域療育センター)</small>	平田 幸宏 委員 <small>(東洋英和女学院大学人間科学部)</small>	渡部 匡隆 委員長 <small>(横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻)</small>	桜井 美佳 委員 <small>(横浜市発達障害者支援センター)</small>	池田 彩子 委員 <small>(よこはま若者サポートステーション)</small>
---	---	--	--	--	--

○ ○ ○ ○ ○ ○

中野 美奈子
委員
(横浜市自閉症協会)

坂上 尚子
委員
(神奈川県発達障害児・者親の会 にじの会)

寺田 純一
委員
(かながわ地域活動ホーム ほのほの)

谷崎 秀昭
委員
(関東学院大学教育学部こども発達学科教育実践センター)

事務局	事務局	事務局	事務局
-----	-----	-----	-----

●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
特別 相支 談援 課教 長育	特別 支支 援援 課教 長育	障害 保児 健福 課社 長	ジク ヤテ イ ブエ ル マ グ ー ネ ゼ シ	障害 保福 健祉 部 長	障害 推施 進策 課 長	障害 支自 援立 課 長	サー 障 害 ビ施 ス設 課 長		

事務局	事務局	事務局	事務局
-----	-----	-----	-----

●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
生 文 涯 化 学 財 習 課 長	青 セ 少 ン 年 相 談 長	精 神 福 保 祉 健 課 長							

事務局	事務局	事務局	事務局
-----	-----	-----	-----

●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

傍聴席	傍聴席
-----	-----

○ ○ ○ ○ ● ● ● ● ● ● ● ●

令和3年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学大学院 教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	学識経験者	谷崎 秀昭	関東学院大学教育学部こども発達学科 教育実践センター
4	医療従事者	高木 一江	横浜市中部地域療育センター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	桜井 美佳	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	一般社団法人横浜市自閉症協会

令和3年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

局名	補職名	氏名	
事務局	健康福祉局	障害福祉保健部長	上條 浩
		企画課長	粟屋 しらべ
		障害施策推進課長	佐渡 美佐子
		障害自立支援課長	渡辺 文夫
		障害施設サービス課長	高橋 昌広
		精神保健福祉課長	中村 秀夫
	こども青少年局	こども福祉保健部長	武居 秀顕
		医務担当部長	岩田 眞美
		企画調整課長	田口 香苗
		障害児福祉保健課長	及川 修
		青少年相談センター所長	小栗 由美
		子育て支援課長	小田 繁治
	教育委員会事務局	子育て支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美
		インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー	佐藤 祐子
		特別支援教育課長	高木 美岐
事務担当	健康福祉局	特別支援教育相談課長	畠山 重徳
		障害施策推進課計画推進担当係長	田辺 興司
		障害施策推進課相談支援推進係長	根岸 桂子
		障害施策推進課担当係長	川上 俊輔
		障害自立支援課就労支援係長	奈良 茜
		障害施設サービス課地域施設支援係長	坂井 良輔
		障害施設サービス課共同生活援助担当係長	品田 和紀
	こども青少年局	精神保健福祉課精神保健福祉係長	岡田 由起子
		障害児福祉保健課担当係長	畑下 陽介
		障害児福祉保健課担当係長	嶋田 慶一
	教育委員会事務局	障害児福祉保健課整備担当係長	田島 絵美
		特別支援教育課担当係長	伊藤 亜希
		特別支援教育課指導主事	外山 芳
		特別支援教育相談課担当係長	土屋 友美
		特別支援教育相談課指導主事	安居院 みどり
	特別支援教育相談課指導主事	永井 直人	

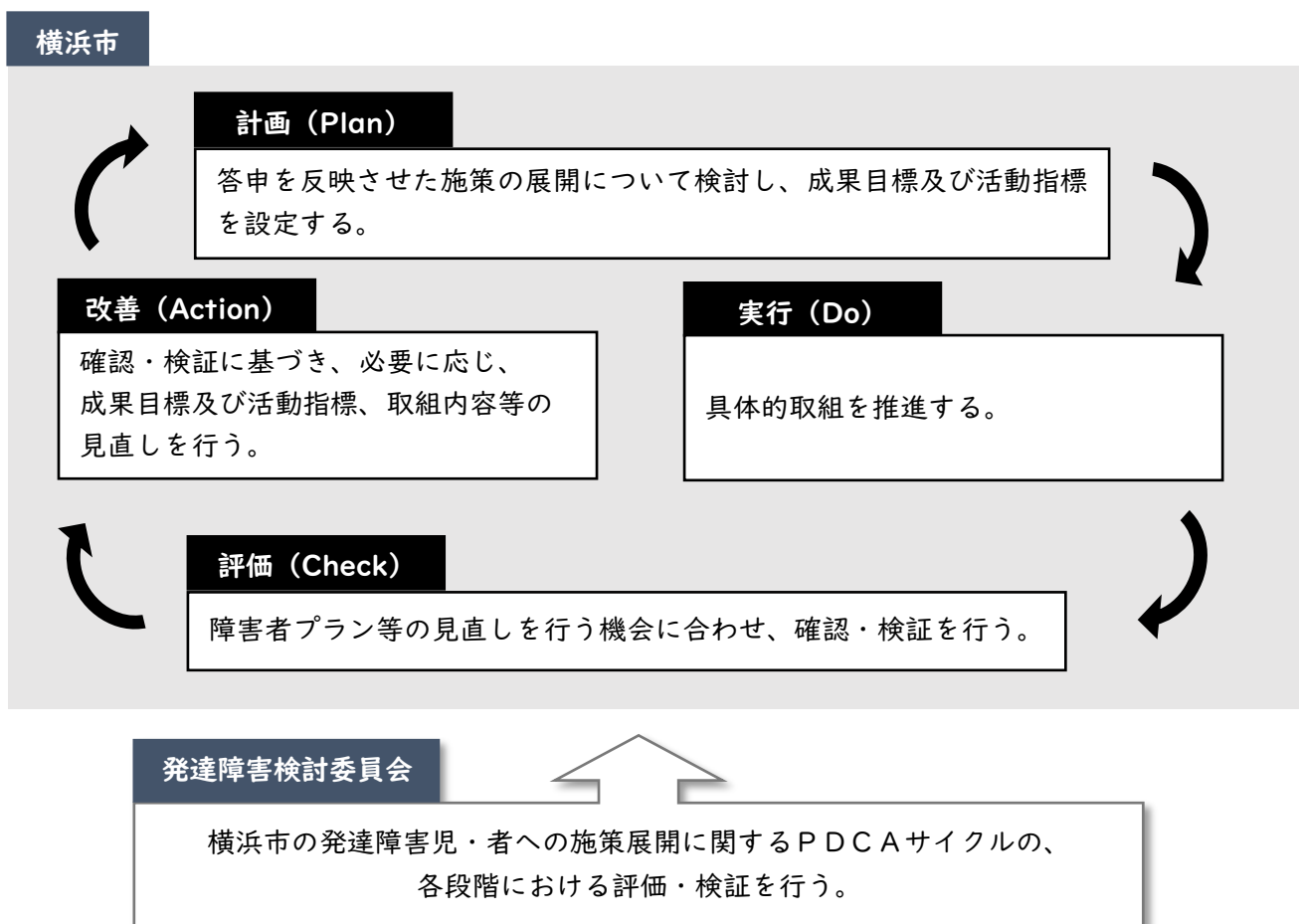
令和 4 年 1 月 18 日
横浜市発達障害検討委員会

令和 3 年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容について

令和 3 年度の横浜市発達障害検討委員会では、横浜市障害者施策推進協議会による答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について」（令和 2 年 6 月）に基づく、横浜市の発達障害児・者への施策展開に関する P D C A サイクルの、各段階における評価・検証を中心とした議論を行います。

- ・ 答申に記載した内容については、横浜市が具体的な施策として展開するとともに、地域社会の様々な主体がそれぞれの取組を進めることが必要です。
- ・ また、取組状況や取組による効果等について、定期的な確認・検証を行うことが重要です。本検討委員会においても、確認・検証を行うことが必要と考えます。

【イメージ】 横浜市の発達障害児・者への施策展開に関する P D C A サイクルと、
発達障害検討委員会における確認・検証について



【令和 3 年度 検討委員会の開催日程】

第 54 回：~~令和 3 年 8 月 26 日（木） 14 時～16 時（中止）~~
第 54 回： 令和 4 年 1 月 18 日（火） 14 時～16 時

令和 4 年 1 月 18 日
こども青少年局障害児福祉保健課

地域療育センターの機能の見直しについて

令和 2 年 6 月の答申を受け、地域療育センターの機能の見直しを進めています。これまでの検討内容をもとに、具体的な取組に着手します。

1 「地域療育センターあり方検討会」について

(1) 検討会の実施状況

令和 2 年 2 月から令和 3 年 7 月までに 12 回の検討会を実施し、新たな利用の仕組みやサービスについて検討を行っています。

(2) 検討メンバー

地域療育センター及び横浜市総合リハビリテーションセンター並びに各運営法人の代表
16 人

2 検討の方向性

(1) 相談体制の強化

これまで、利用申込後は診察（初診）が必須でしたが、利用希望児童の増加や相談内容の多様化を受け、相談内容によって、ソーシャルワーカー等が面談を行い、初期療育を開始する仕組みを事業化します。

- ・ソーシャルワーカーに加えて心理職を配置し、利用面接時に、児童の発達の傾向を把握して支援の方向性を確認できるようにします。
- ・利用面接後の初期療育や相談の場である「広場事業」を拡充します。

(2) 保育所等との併行通園児が利用しやすい集団療育の拡充

これまで、「週 3 日～5 日の集団療育」が主なサービスでしたが、保育所・幼稚園等との併行通園児の増加を受けて、「週 1 日の集団療育と併行通園先の保育所等への訪問支援」を組み合わせるクラスの入数を増やします。

3 令和 4 年度の実施内容

令和 4 年度に、各センターの実情に応じて、一部の取組に着手する予定です。

学齢後期障害児支援事業体制強化に向けた取組の実施状況について

発達障害検討委員会
令和4年1月18日
こども青少年局障害児福祉保健課

1 学齢後期障害児支援事業所との意見交換会の開催

本事業の役割・機能等に係る課題解決や体制強化に係るアイデアを共有するとともに、「市民ニーズ等を踏まえた事業拡大の方向性」について意見交換を行うことを目的として、学齢後期障害児支援事業所（小児療育相談センター、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市学齢後期発達相談室くらす）と意見交換会を令和3年10月より月1回程度開催しています。

(1) これまでの実施状況

10月 現状把握
11月～12月 課題の整理

- 意見交換会で出された学齢後期障害児支援事業に係る主な課題
- ・本事業の周知（市民向け、関係機関向け）
 - ・本事業を進めるうえでの関係機関（学校等）との連携
 - ・本事業の利用児童の成人期への移行に向けた支援
 - ・（増加するニーズを踏まえ）今後、本事業に求められていく役割

(2) 今後の予定

1月以降 学齢後期障害児支援事業所が担う役割の確認
関係機関との連携強化に係る取組の方向性検討
3月 議論のまとめ
次年度以降 機能強化に向けた具体的な取組の検討

2 その他

発達障害者支援センター等の関係機関とも意見交換を行うほか、学識経験者、障害児・者の福祉・医療に関する事業に従事する者、障害児・者やその家族の皆様のご協力により、「学齢後期障害児支援事業検討会（仮称）」を設置し、市民ニーズ等を踏まえた事業拡大の方向性について意見をいただく予定です。

3 今後のスケジュール

令和4年度 上半期 学齢後期障害児支援事業検討会（仮称）の開催
下半期 検討のまとめ、事業拡充の具体的な方針の確定
令和5年度 令和6年度以降事業に係る業者選定の実施

参考 発達障害児の学齢後期における支援のあり方について～支援体制の強化に向けた提言～
平成 28 年 2 月 横浜市発達障害検討委員会

(1) 福祉の側面からの課題

まず、学齢後期における発達障害児の新規診療、相談件数が増加の一途をたどっており、25 年度の開設後もなお、体制の強化が課題となっています。

また、思春期ということもあり、本人の意識と保護者や周囲の困り感に意識のずれがあることが多くなります。保護者等からの相談に対して、本人へはどのようにアプローチをすべきかよいのか迷うことも多くなりますので、学校など関係機関との連携を深め、総合的に支援をする体制を整えることが課題であることが挙げられました。

ア 学校との連携

⇒連携の方法や内容を整理し、事業を周知する必要がある。

⇒相談先を探したり、本人のサポートなど親の負担は大きい。日頃関わりのある担任の先生などが相談支援機関につなぐ役割ができないか。

イ 学齢後期障害児支援事業の周知が十分でない

⇒相談できる機関があることを知らずに、不安に思ったまま過ごしてきた方が多い。

令和 3 年度「発達障害地域連携プログラム」の取組状況について

令和 3 年度の、「発達障害地域連携プログラム」の各区における取組状況についてご報告します。

区	内容	実施日
鶴見	・ 研修 。テーマ「発達障害への理解を深める ～援助的な関係を作るために～」。	10月12日
神奈川	・ 事例検討 。	2月16日
西	・ 自立支援協議会 相談部会に参加。「 二次相談支援機関の紹介 」として、他の二次相談支援機関とともに役割・活用方法等に関する説明を行った。	11月30日
中	・ 意見交換会 （9/1 書面で実施）。テーマ「学校からの移行（移行期の課題に対する助言等）」。	9月1日
南	・ 自立支援協議会 相談部会への参加。 ・ 研修 。テーマ「発達障害の特性と対応について ～主に面談場面において～」。	12月22日
港南	・ 偶数月に個別相談への 同席面談 、奇数月に 事例検討 。 ・ 研修 。講義「支援者が援助的な関係を作るためには」、及び事例検討。	2月16日
保土ヶ谷	・ 事例検討 。 ※ 3機関定例カンファレンスの時間を活用。	2月14日
旭	・ 他区の、発達障害者支援センターと一次相談支援機関との 連携事例を共有 し、意見交換を行った。	11月2日
磯子	・ 個別事例に関する情報共有 や相談（年3回程度）。 ※ 3機関定例カンファレンスの時間を活用。	11月19日 2月18日
金沢	・ 研修 。 ※内容は調整中。	2月16日
港北	・ 研修 。テーマ「DSM-5 での変更点、行動上の課題と対応の工夫（行き渋り、障害理解の進め方、こだわりや固着・変更の難しさの背景にある特性と対応等）」。 ・ 勉強会 。テーマ「連携事例に関する共有」。	11月4日
緑	・ 個別事例に関する情報共有 ^{※1} 。触法ケースについて。 ・ 医療機関・カウンセリング機関等に関する共有 ^{※2} 。 ・ 研修 ^{※3} 。テーマ「発達障害の特性理解と本人へのアプローチ」。 ※ 3機関定例カンファレンス、自立支援協議会の枠内で実施。	(※1) 8月10日 (※2) 11月9日 (※3) 1月17日
青葉	・ 研修 。 ※内容は調整中。	調整中
都筑	・ 研修 。テーマ「発達障害の疑いのあるケースへの対応（夫婦間、子育て中の親、引きこもりの子と高齢の親、職場にいる疑いケース等）」「特性に配慮した話の聴き方や伝え方」「医療機関に関する情報共有」等。 ※ 3機関定例カンファレンスの時間を活用。	2月9日
戸塚	・ 研修 。テーマ「各機関で対応に苦慮している点、工夫している点の共有」「面談技術（動機付け面接法）に関する講義とグループワーク」。	12月9日
栄	・ 発達障害者支援センターの事業説明・事例検討 。 ※ 自立支援協議会 相談部会の枠を活用。	11月29日
泉	・ 研修 。テーマ「発達障害者支援センターの機能説明」。 ※ 自立支援協議会 相談部会の枠を活用。	1月19日
瀬谷	・ 個別事例の共有 。	2月1日

【全体傾向】

研修の実施（10区）、事例検討（4区）、困難事例や社会資源等の共有（3区）、他区の連携事例の共有（2区）、発達障害者支援センターの活用方法等に関する紹介（2区）
テーマに応じた意見交換（1区）、同席面談（1区）

【参考】「発達障害地域連携プログラム」について

発達障害者支援センターと、一次相談支援機関をはじめとした地域の相談支援機関との連携の取組。

※ 平成 24・25 年度の横浜市発達障害検討委員会の検討内容に基づき、「特定相談日」としてスタート。令和 2 年度に運用に係る検討を行い、実施方法等を一部変更の上、令和 3 年度から「発達障害地域連携プログラム」として実施している。

(1) 目的

- ア 地域の相談支援機関で抱える困難ケース等に対し、発達障害者支援センターとともに支援方法等を考えること。
- イ 発達障害者支援センターと、一次相談支援機関をはじめとした地域の相談支援機関との連携を構築・強化すること。

(2) 内容

発達障害者支援センター職員が各区の一次相談支援機関に出向き、両者の連携により、次のア・イを実施する。

ア ミーティング

【内容】発達障害者支援センター担当職員との顔合わせ、各区で抱える課題の共有、「連携プログラム」の実施方法の検討 等

【実施回数】年 1 回以上

【対象】原則として三機関（区役所・基幹相談支援センター・生活支援センター）



イ 連携プログラム

【内容】各区の実態に合わせ設定

■ 実施内容の例

① 個別ケースに関する相談

② 事例検討

③ 発達障害に関する研修

④ その他

【実施回数】各区の実態に合わせ設定

【対象】一次相談支援機関（必要に応じ、その他の相談支援機関等の参加も可）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

に基づく本市取組の検討状況について

令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、読書バリアフリー法）に基づく本市取組の方向性を検討するため、令和3年11月から附属機関「横浜市社会教育委員会議」で協議を開始しました。

1 読書バリアフリー法について

○目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備

○基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）の普及アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）の提供
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

○地方公共団体の計画（8条）

地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない

2 横浜市社会教育委員会議について

「社会教育法」及び「横浜市社会教育委員条例」に基づき設置される附属機関で、専門的な知見を有する委員により、解決策や対応策について協議いただき、その結果を提言としていただいています。横浜市では各期でテーマを設定し会議を開催しています。

(1) 協議テーマ（第33期）

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」
に基づく本市取組の方向性について

【テーマ選定の背景】

- ・読書バリアフリー法において、第8条第2項において、「地方公共団体は、計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とされていることから、社会教育委員会議を、意見を反映させる場としたいと考えています。
- ・社会教育委員会議の協議を円滑に行うため、読書バリアフリー法に関係する部署で構成される庁内検討会議を令和3年7月から開催しています。
- ・読書バリアフリー法に基づく本市取組の方向性について、専門的な知見を有する社会教育委員から提言をいただき、その提言を踏まえて「第三次横浜市民読書活動推進計画」（令和5年度策定予定、計画期間：令和6年度から10年度）の策定において、本市の読書バリアフリーに関する取組方針を盛り込んでまいります。

(2) 委員一覧

(敬称略)

氏名	役職名	選出区分
あんどう ひさこ 安藤 壽子	元お茶の水女子大学 学校教育研究部 教授	学識経験者
のぐち たけのり 野口 武悟	専修大学 文学部 教授	学識経験者
まきの あつし 牧野 篤	東京大学 大学院教育学研究科 教授 中央教育審議会生涯学習分科会委員	学識経験者
なかにし たかこ 中西 孝子	特定非営利活動法人デイジー横浜 理事	社会教育関係者
そえじま えりこ 副島 江理子	横浜市立緑園東小学校 校長	学校教育関係者
ながお はじめ 長尾 一	横浜市立盲特別支援学校 校長	学校教育関係者
たかぎ かずえ 高木 一江	横浜市中部地域療育センター 所長	家庭教育関係者
おおはし よしまさ 大橋 由昌	特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 副会長	教育委員会が必要と認める者
まつしま まさき 松島 雅樹	横浜市脳性マヒ者協会 事務局長	教育委員会が必要と認める者
さいき こたろう 齋木 小太郎	株式会社 ポプラ社 こどもの学びグループ こどもの学び研究所 主席研究員	教育委員会が必要と認める者

(3) 会議回数

4～5回程度(令和3年11月から令和4年11月)

4 参考資料

- (1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(別紙1)
- (2) 第二次横浜市民読書活動推進計画(別紙2)

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

地方公共団体が行う施策は、
です。

基本的施策（9条～17条）

①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実
- ・点字図書館における取組の促進 など

②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
- ・関係者間の連携強化 など

③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）

- ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
- ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など

④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）

- ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など

⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）

- ・相談体制の整備 など

⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）

⑦情報通信技術の習得支援（15条）

- ・講習会・巡回指導の実施の推進 など

⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条）

⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

協議の場等（18条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等